

特別児童扶養手当(とくべつじどうふようてあて)

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

■支給対象

- ・障害を有する児童を監護する父若しくは母
- ・当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育するときは、その養育者

■支給額 (令和6年度～)

特別児童扶養手当1級	55,350円	
特別児童扶養手当2級	36,860円	※所得によって制限があります。

■支給時期

原則として、毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが振り込まれます。

4月支給	……	12月～	3月分の手当
8月支給	……	4月～	7月分の手当
12月支給	……	8月～	11月分の手当

■手続き

手当を受けるには、中能登町役場子育て支援室において申請が必要です。
※受給する資格があっても、申請をして認定を受けなければ手当を受ける権利が発生しません。

■申請に必要なもの

- 認定請求書
- 所得額等の調査に係る承諾書
- 振込先口座申出書 (郵便局、または金融機関で記入及び証明を受けてください)
- 戸籍謄本 (請求者と対象児童のもの)
- 診断書
- 身体障害者手帳、療育手帳 (所有者のみ)
- 請求者名義の通帳 (写し)
- 健康保険証 (写し)(請求者と対象児童のもの)
- マイナンバーのわかるもの(請求者、配偶者、対象児童、扶養義務者のもの)

別居監護申立書【受給者と対象児童が別居の場合】

養育申立書【受給者が父母以外の場合】

※受給要件により、持参する書類等が異なりますので、子育て支援室にご相談ください。

■再認定

障害の程度が変動する可能性があるため、定められた期限までに再度認定を受ける必要があります。(再認定の期限は人によって異なりますが、「月」は、通常は3月、7月、11月のいずれかです。)

■現況届

手当を受けている方は、毎年8月に『現況届』を提出しなければなりません。

※提出が遅れた場合、12月期の支払ができなくなります。また、2年間未提出の場合、時効により資格喪失となります。ご注意ください。

事務担当	〒929-1692 石川県鹿島郡中能登町能登部下91部23番地 中能登町役場 健康保険課 子育て支援室 特別児童扶養手当係 TEL 0767-72-3134(直通) FAX 0767-72-3141
------	---